

2025年3月17日

第1回無担保社債、第2回無担保社債の社債権者 各位

株式会社ベネッセホールディングス
常務執行役員 CFO 兼財務・経理本部長
坪井 伸介

当社第1回、第2回無担保社債の条件変更に関する社債権者集会開催について

株式会社ベネッセホールディングス（以下「当社」といいます。）は、当社が2020年12月15日に発行した第1回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP383562ALC3）（以下「第1回無担保社債」といいます。）、第2回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP383562BLC1）（以下「第2回無担保社債」といい、第1回無担保社債と総称して「各社債」といいます。）について、各社債の社債要項に定める償還金額並びに償還及び支払利息期限の条件変更（内容は、下記2.に記載するとおりであり、以下「本条件変更」といいます。）を行う社債権者集会（以下「本各社債権者集会」といいます。）を開催いたしますので、お知らせいたします。

1. 本各社債権者集会を開催する理由

既に公表されておりますとおり、2024年1月30日から実施されたブルーム1株式会社による当社普通株式及び証券等預託証券への公開買付けの成立、並びにその後に実施された当社における株式併合及び自己株式取得を含む一連の取引により、当社は、2024年5月17日をもって東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました（以下「本非公開化」といいます。）。

本非公開化に伴い、各社債の繰上償還を行うために、各社債の社債権者の皆様に対し、本各社債権者集会を開催し、本条件変更をお願いするものであります。

2. 各社債に関する本各社債権者集会の開催

各社債の本条件変更は、下記により開催予定の本各社債権者集会に諮ったうえで決定されます。また、本各社債権者集会の決議は、裁判所の認可を条件として効力を生じます。

記

(1) 第1回無担保社債について

- | | |
|---------|--|
| ① 日時 | 2025年4月22日（火）午後1時 |
| ② 場所 | 〒163-0023 東京都新宿区西新宿4丁目15-3
住友不動産西新宿ビル3号館2階 ベルサール西新宿 Room5 |
| ③ 目的事項 | 第1回無担保社債の社債要項の一部を変更する件 |
| ④ 議案の内容 | 第1回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。 |

（下線は変更箇所）

変更前	変更後
<p>6. 償還金額 各社債の金額100円につき金<u>100</u>円</p> <p>10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2025年<u>12月15</u>日にその総額を償還する。 (以下省略)</p> <p>11. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月15日を第1回の支払い期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月15日および12月15日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)</p>	<p>6. 償還金額 各社債の金額100円につき金<u>100.087033</u>円</p> <p>10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2025年<u>5月30</u>日にその総額を償還する。 (以下省略)</p> <p>11. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月15日を第1回の支払い期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月15日および12月15日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う<u>ものとし、2024年12月16日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)</p>

(2) 第2回無担保社債について

- ① 日時 2025年4月22日(火)午後2時
- ② 場所 〒163-0023 東京都新宿区西新宿4丁目15-3
住友不動産西新宿ビル3号館 2階 ベルサール西新宿 Room5
- ③ 目的事項 第2回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- ④ 議案の内容 第2回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>6. 償還金額 各社債の金額100円につき金<u>100</u>円</p>	<p>6. 償還金額 各社債の金額100円につき金<u>100.354945</u>円</p>
<p>10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、<u>2030年12月13</u>日にその総額を償還する。 (以下省略)</p>	<p>10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、<u>2025年5月30</u>日にその総額を償還する。 (以下省略)</p>
<p>11. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月15日を第1回の支払い期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月15日および12月15日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)</p>	<p>11. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月15日を第1回の支払い期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月15日および12月15日の2回に各々その日までの前半か年分を支払うものとし、<u>2024年12月16日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)</p>

3. 書面による議決権の行使の期限

書面により議決権を行使される場合には、2025年4月21日午後5時までに、「社債権者集会招集通知(兼社債権者集会参考書類)」記載の宛先までに、議決権行使書面をお送りください。

4. 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該社債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項

同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

5. 各議案についての賛否の記載欄がない議決権行使書面が当社に提出された場合において、各議案に賛成、反対または棄権のいずれかの意思表示があったものとする取扱い

各議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が当社に提出された場合、各議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。

6. 議決権行使書面に記載されている議決権の額と本各社債権者集会時の保有金額に相違がある場合の取扱い

議決権行使書面に記載されている議決権の額と本各社債権者集会時の保有金額（社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項に規定する証明書に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。

本件に関するお問合せ先

株式会社ベネッセホールディングス 財務・経理本部 財務部

渡邊

電話番号 080-6760-4560

E-Mail kw08067604560@mail.benesse.co.jp

杉田

電話番号 070-3879-3491

E-Mail Sugita_Naoki@mail.benesse.co.jp

<資料>

<https://www.benesse-hd.co.jp/ja/ir/support/bond.html>

なお、口座管理機関様の事務的なお問い合わせは、下記連絡先へお問い合わせください。

株式会社みずほ銀行 資本市場部

高橋・森田

電話番号 03-6735-2441

E-Mail bond.supporter@mizuho-bk.co.jp

以上